

# 住所表示の変更により必要となる手続き等

区名が加わることなどにより、みなさんの住所表示が変更となり、それによって住所表示変更の手続き等が必要となる場合がありますので、以下の表を参考のうえ、手続きを行ってください。

なお、手続きの際に住所表示変更の証明書(行政区設置証明書)が必要な場合は、4月1日以降、各区役所区民課・支所・市民の窓口で交付を受けてください。(交付手数料：無料)

## 官 公 署 等 関 係

件 名	該 当 者	手 続 き 方 法 等	関 係 機 関 (お問い合わせ先)
電話番号 電話帳に掲載されている住所	電話利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>電話番号は変わりません。</li> <li>住所変更の手続きは必要ありません。</li> </ul>	NTT東日本 116センタ TEL.116
郵便番号		<ul style="list-style-type: none"> <li>一部地域で変更となります。</li> <li>新しい郵便番号は10・11ページの表によりご確認ください。</li> </ul>	お近くの郵便局
郵便貯金通帳等	預金者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>次に該当する方は住所変更の手続きが必要となりますので、郵便局の窓口にお問い合わせください。</li> <li>郵便局で非課税制度をご利用の方</li> <li>住所表示の町・大字名または番地に変更が生じた方</li> </ul>	
簡易保険	契約者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>住所変更の手続きは必要ありません。</li> </ul>	
キャッシュカード (郵便局)	キャッシュカード所有者	<ul style="list-style-type: none"> <li>住所変更の手続きは必要ありませんが、個々については郵便局の窓口にお問い合わせください。</li> </ul>	
預金通帳等	預金者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通預金通帳・定期預金証書等については、住所変更の手続きは必要ありません。なお、当座預金、融資取り引き等のある方は、住所変更の手続きが必要となる場合がありますので、各金融機関の窓口にお問い合わせください。</li> </ul>	お取り引きの金融機関 (郵便局は除きます)
キャッシュカード	キャッシュカード所有者	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的には、住所変更の手続きは必要ありませんが、個々については各金融機関の窓口にお問い合わせください。</li> </ul>	
保険証書(証券)等	保険加入者	<ul style="list-style-type: none"> <li>詳細については、各保険会社の窓口にお問い合わせください。</li> </ul>	お取り引きの保険会社
クレジットカード	クレジットカード所有者	<ul style="list-style-type: none"> <li>詳細については、各クレジットカード会社の窓口にお問い合わせください。</li> </ul>	お取り引きのクレジットカード会社
各種有価証券	株券等の有価証券所有者	<ul style="list-style-type: none"> <li>詳細については、各取り扱い窓口にお問い合わせください。</li> </ul>	各規約等に定める窓口
電気使用者の住所	使用者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>住所変更の手続きは必要ありません。</li> </ul>	東京電力 埼玉カスタマーセンター TEL. 0120-995-442
都市ガス使用者の住所	使用者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>住所変更の手続きは必要ありません。</li> </ul>	東京ガス 東京お客さまセンター TEL.0570-00-2211
不動産(土地登記簿、建物登記簿)の所在		<ul style="list-style-type: none"> <li>所在変更の手続きは必要ありません。法務局において職権で変更します。</li> </ul>	さいたま地方法務局 不動産登記部門 さいたま市高砂3-16-58 TEL.863-2211

件名	該当者	手続き方法等	関係機関 (お問い合わせ先)
不動産所有者、抵当権者、仮登記権利者等 (土地登記簿、建物登記簿等)の住所	土地登記簿、建物登記簿等にさいたま市の住所で登記されている方	・住所変更の手続きは必要ありません。 政令指定都市移行に伴う行政区の設置により所有者等の住所に区名が入ることとなりますが、行政区設置前の住所を行政区設置後の住所として取り扱う「みなし規定」がありますので、そのままでも問題はありません。なお、新住所に変更することを希望される方は、各区役所等で発行する行政区設置についての証明書(行政区設置証明書)を登記申請書に添付して登記することができます。 (行政区設置に伴う登記の登録免許税は無料です。)	さいたま地方法務局 不動産登記部門 さいたま市高砂3-16-58 TEL.863-2211
会社等(商業登記簿、法人登記簿等)の本店、主たる事務所と役員の住所	さいたま市に所在する会社等の代表者	・政令指定都市移行に伴う行政区設置による変更の手続きは必要ありません。 さいたま市に本店を有する会社等の本店、主たる事務所及び役員の住所は法務局で修正します。 なお、この修正がされるまでの間に変更を希望される方は、各区役所等で発行する行政区設置についての証明書(行政区設置証明書)を添付して、変更の申し出をすることができます。 (行政区設置に伴う登記の登録免許税は無料です。)	さいたま地方法務局 法人登記部門 さいたま市高砂3-16-58 TEL.863-2211
自動車運転免許証	自動車運転免許証の交付を受けている方	・住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、更新前に変更を希望される場合は、県内の各警察署、または運転免許センターで手続きができます。	浦和警察署 さいたま市常盤4-11-21 TEL.825-0110
銃砲刀剣類所持許可証 狩猟用火薬類等譲受許可証 警備業認定証 古物営業許可証 質屋営業許可証 風俗営業許可証 警備員指導教育責任者資格者証 自動車保管場所証明書等	左記の許可証等の交付を受けている方	・住所変更の手続きは必要ありません。 なお、管轄警察署が変更となる地域がありますので、12ページをご参照ください。	浦和東警察署 さいたま市東浦和7-42-1 TEL.712-0110 浦和西警察署 さいたま市上峰3-4-1 TEL.854-0110 大宮警察署 さいたま市土手町1-279-3 TEL.663-0110 大宮西警察署 さいたま市三橋6-645 TEL.625-0110 運転免許センター 鴻巣市大字鴻巣405-4 TEL.048-543-2001
自動車検査証	軽自動車(四輪)の使用者・所有者	・住所変更の手続きは必要ありません。	軽自動車検査協会 埼玉事務所 上尾市平方領領家505-1 TEL.725-2626
	二輪の軽自動車(126cc~250cc)、二輪の小型自動車及び普通自動車の各使用者、所有者	・住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、抹消登録は、住所変更登録を行ったうえで手続きをしてください。	関東運輸局 埼玉運輸支局 さいたま市中釘2154-2 TEL.624-1033
旅券(パスポート)	旅券(パスポート)所持者	・住所変更の手続きは必要ありません。 なお、最終ページの「所持人記入欄」の現住所はご自身で訂正いただいて結構です。ただし、他のページに書き込みをすると旅券(パスポート)が無効となりますのでご注意ください。	埼玉県パスポートセンター さいたま市桜木町1-7-5 ソニックシティビル2F TEL.647-4040
	旅券(パスポート)申請者	・旅券(パスポート)発給申請のために申請時6ヶ月以内に取得した住民票・戸籍謄(抄)本は、政令指定都市移行前のものでも使用できます。	

件名	該当者	手続き方法等	関係機関 (お問い合わせ先)
平成15年4月1日現在で 係属中の事件の当事者 の住所	左記の当事者	・住所変更の手続きは必要ありません。	さいたま地方裁判所 さいたま市高砂3-16-45 TEL. 863-4111 さいたま簡易裁判所 さいたま市高砂3-16-45 TEL. 863-4111 大宮簡易裁判所 さいたま市高鼻町3-140 TEL. 641-4288 さいたま家庭裁判所 さいたま市高砂3-16-45 TEL. 863-4111 さいたま検察審査会 さいたま市高砂3-16-45 TEL. 863-4111
公正証書	政令指定都市移行前 に作成済みの公正証書 に記載された当事者 及び関係人	・住所変更の手続きは必要ありません。 なお、政令指定都市移行前に作成済みの公正証書に 基づき、政令指定都市移行後に権利義務を実行する 際には、新住所の住民票等が必要となる場合があります。	浦和公証センター さいたま市高砂3-7-2 タニグチビル3F TEL. 831-1951 大宮公証センター さいたま市桜木町4-218 ぶぎんリースビル2F TEL. 642-4355
国民年金基金受給者、 加入者の住所	左記基金の受給者 及び加入者	・住所変更の手続きは必要ありません。	埼玉県国民年金基金 さいたま市岸町7-11-2 松栄浦和ビル2F TEL.838-7575
国民年金、厚生年金の受 給者の住所	左記年金の受給者	・住所変更の手続きは必要ありません。 なお、4月1日から順次変更していくこととしていま すので、当分の間、旧住所のままで通知書等が送付 されますが、ご了承ください。	浦和社会保険事務所 さいたま市北浦和5-5-1 TEL.831-1611 大宮社会保険事務所 さいたま市宮原町4-19-9 TEL.652-4711 埼玉社会保険事務局 年金課 さいたま市常盤4-11-15 TEL.823-3300
政府管掌健康保険被保 険者証の住所	左記健康保険の被 保険者	・住所変更の手続きは必要ありません。 なお、健康保険被保険者証の被保険者の住所欄は、 ご自身で訂正してください。	浦和社会保険事務所 さいたま市北浦和5-5-1 TEL.831-1611 大宮社会保険事務所 さいたま市宮原町4-19-9 TEL.652-4711 埼玉社会保険事務局 保険課 さいたま市常盤4-11-15 TEL.823-3200
介護サービス提供事業 者の指定、許可	居宅サービス事業 者等	・住所変更の手続きは必要ありません。	埼玉県介護保険課 さいたま市高砂3-15-1 TEL. 830-3247
薬局等の許可	薬局等の許可を受 けている方	・住所変更の手続きは必要ありません。	埼玉県鴻巣保健所 鴻巣市東4-5-10 TEL.048-541-0249

件名	該当者	手続き方法等	関係機関 (お問い合わせ先)
動物用医薬品販売業許可証(一般・特例・薬種商)診療施設の開設届	左記の許可証の交付を受けている方及び開設届を出している方	・住所変更の手続きは必要ありません。	埼玉県大宮家畜保健衛生所 さいたま市別所町107-1 TEL. 663-3071
労働安全衛生法による免許証・技能講習修了証の住所	左記免許証等の所有者	・住所変更の手続きは必要ありません。	埼玉労働局 安全衛生課 さいたま市上落合2-40 明治生命さいたま新都心ビル15F TEL.600-6206
狩猟免状	狩猟免状の交付を受けている方	・住所変更の手続きは必要ありません。	埼玉県中央環境管理事務所 さいたま市北浦和5-6-5 TEL.822-5199
計量証明事業登録 特定計量器製造事業届出	左記の登録を受けている方及び届出をしている方	・市が発行する区制施行に伴う住所変更の証明書(行政区設置証明書)を添付のうえ、変更手続きを行ってください。	埼玉県計量検定所 さいたま市櫛引町2-254-1 TEL. 652-2171
特定計量器修理(販売)事業届出	左記の届出をしている方	・住所変更の手続きは必要ありません。	
適正計量管理事業所	左記の指定を受けている方	・住所変更の手続きは必要ありません。	3月末日まで 埼玉県計量検定所 さいたま市櫛引町2-254-1 TEL. 652-2171 4月1日以降 さいたま市計量検査所 TEL. 652-6811
建設業許可 浄化槽工事業登録 解体工事業登録	左記の許可・登録を受けている方	・住所変更の手続きは必要ありません。	埼玉県建設業課 さいたま市高砂3-15-1 TEL.830-5176・830-5177
建築士事務所登録 建築士住所	建築士事務所の開設者及び建築士	・住所変更の手続きは必要ありません。	埼玉県建築指導課 さいたま市高砂3-15-1 TEL. 830-5515
道路占用許可書 (国道16号・17号・17号バイパス)	道路の占用許可を受けている方	・住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、政令指定都市移行に伴い、会社名・組織名等が変わる場合は変更手続きが必要です。	大宮国道工事事務所 さいたま市吉野町1-435 TEL.669-1207
道路占用許可書 (国道298号)	道路の占用許可を受けている方	・住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、政令指定都市移行に伴い、会社名・組織名等が変わる場合は変更手続きが必要です。	北首都国道工事事務所 草加市花栗3-24-15 TEL.048-941-4610
道路占用許可書 (国道122号・463号及び県道)	道路の占用許可を受けている方	・住所変更の手続きは必要ありません。	3月末日まで 埼玉県浦和土木事務所 さいたま市沼影2-4-7 TEL.861-2495 埼玉県大宮土木事務所 さいたま市別所町15-5 TEL.653-8200 4月1日以降 さいたま市各建設事務所 土木管理課
河川占用許可書	河川の占用許可を受けている方	・住所変更の手続きは必要ありません。	埼玉県浦和土木事務所 さいたま市沼影2-4-7 TEL.861-2495 埼玉県大宮土木事務所 さいたま市別所町15-5 TEL. 653-8200